

耕作放棄地解消機械

「スライドモア」を導入しました

耕作放棄地の存在は、農地の有効活用上の問題ばかりでなく、病害虫の発生源、有害鳥獣の隠れ場となるなど、地域環境に悪影響を及ぼしていることから、その解消は極めて重要な課題となっています。

南阿蘇村農業委員会では、耕作放棄地の解消を推進するため、「耕作放棄地解消機械」として、スライドモア2台を導入し、機械の貸し出しを行います。

機械を使用できる人は、村内に住所を有し、村内の農地を所有または管理する人です。

機械の使用には、大型のトラクターが必要となります。使用について詳しくは、村農業委員会事務局までお問い合わせください。

■スライドモアの使用料
農地面積10aまで2,000円（1a増ごとに200円）



〈問い合わせ〉

村農業委員会事務局
TEL (67) 2707

消費税軽減税率制度説明会のご案内

阿蘇税務署では、事業者を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者に関係のある制度ですので、ぜひ、お越しください。

- ◎消費税の軽減税率制度は、平成31年（2019年）10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。
- ◎軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者や消費税の免税事業者も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

【開催日時・会場等】

日時	会場	備考
9月20日（木） 午後1時30分～午後2時30分	阿蘇税務署 1階大会議室 (阿蘇市一の宮町宮地1944)	・座席数30席 ・要事前申込み
9月21日（金） 午後1時30分～午後2時30分	南阿蘇村役場 2階大会議室 (南阿蘇村大字河陽1705-1)	・座席数50席 ・要事前申込み

◎阿蘇税務署の駐車場には限りがあります。満車の場合は、お近くの民間駐車場（有料）をご利用ください。

◎会場の席数に限りがございますので、参加の際は事前に下記の窓口へお申込み願います。

〈申込み・お問合せ窓口〉阿蘇税務署 法人課税部門 TEL0967 (22) 0551

※税務署にご連絡の際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。